

## クリーニング師免許証再交付 審査基準

### 【事務の根拠】

○クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第三項

都道府県知事は、免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があつたときは、免許証を交付しなければならない。

### 【免許の訂正の申請手続】

○法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第六条

クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。

○法施行細則（昭和五十年三月三十一日規則第八十一号）第三条

省令第六条第一項の規定により免許証の再交付を申請しようとする者は、別記第二号様式による申請書を提出しなければならない。

年 月 日

東京都知事 殿

現住所

(ふりがな)

氏名

(注)ふりがなを必ず記入すること。

生年月日 年 月 日生

本籍（都道府県名）

電話番号

### クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり免許証の再交付を申請します。

記

1 再交付理由 破った 汚した 失った

2 事実が生じた年月日 年 月 日

3 登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号

(注)登録年月日及び登録番号は、必ず正確に御記入ください。

添付書類：「破った」「汚した」場合は、そのクリーニング師免許証

(日本産業規格A列4番)

健康安全課收受印	保健所経由印	料金収納済印	業務別手数料印